

令和6年（2024年）6月紀北町議会定例会会議録

第 4 号

招集年月日 令和6年6月4日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 令和6年6月14日（金）

出席議員

1 番 脇 昭 博

3 番 岡 村 哲 雄

5 番 原 隆 伸

8 番 樋 口 泰 生

10番 瀧 本 攻

12番 入 江 康 仁

14番 平 野 隆 久

2 番 宮 地 忍

4 番 大 西 瑞 香

7 番 奥 村 仁

9 番 太 田 哲 生

11番 近 澤 チヅル

13番 家 崎 仁 行

欠席議員

6 番 東 篤 布

遅刻議員

10番 瀧 本 攻

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
会 計 管 理 者	宮 本 忠 宜	総 務 課 長	水 谷 法 夫
財 政 課 長	上ノ坊 健 二	危機管理課長	家 倉 義 光
企 画 課 長	上 村 毅	税 務 課 長	直 江 憲 樹
住 民 課 長	世 古 基 樹	福祉保健課長	直 江 和 哉
老人ホーム 赤羽寮長	東 雅 人	環境管理課長	垣 内 洋 人
農林水産課長	高 芝 健 司	商工観光課長	岩 見 建 志
建 設 課 長	井 土 誠	水 道 課 長	宮 原 優
海山総合支所長	玉 本 真 也	教 育 長	中 井 克 佳
学校教育課長	直 江 仁	生涯学習課長	長 井 裕 悟
監 査 委 員	加 藤 克 英		

職務の為出席者

議会事務局長	上 野 隆 志	書 記	鶴 田 博 樹
書 記	源 口 晴 子	書 記	佐々木 猛

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

5 番 原 隆 伸	7 番 奥 村 仁
-----------	-----------

議事の顛末 次のとおり記載する。

入江康仁議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名であり、定足数に達しております。

なお、6番 東篤布議員から所用のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

また、10番 瀧本攻議員から所用のため遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

入江康仁議長

それでは、本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

それでは、これより日程に従い議事に入ります。

日程第1

入江康仁議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

5番 原 隆伸議員

7番 奥村 仁議員

のご両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第 2

入江康仁議長

次に、日程第 2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され審査を行った案件について、各常任委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長から報告を求めます。

大西瑞香総務産業常任委員長。

大西瑞香総務産業常任委員長

おはようございます。

今定例会において、総務産業常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、6月5日水曜日、午前9時30分から、第1委員会室におきまして、委員7名出席の下で開催いたしました。

説明のため出席した者は、財政課、企画課、税務課、農林水産課の各課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案5件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

初めに、議案第40号 紀北町税条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

委員より、条例の目的と趣旨について質疑があり、課長より、今回公益信託に関する法律が改正されました。その目的は、今までは公益信託をそれぞれの主務官庁で監督していたものを、今回公益法人と共通の行政庁で認可・監督等を行うように制度を改めたものです。それに伴い、公益信託の認可基準やガバナンス等を公益信託に関する法律で制定することによって、国民から信頼を得られやすい、そして使いやすい制度に改正されたものです。条例には、そのことに伴う寄附金等の制度のことを記載しており、引用元になる法律の条項等が変わったことに伴うものですとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第44号 紀北町農林業試作園条例を廃止する条例の審査を行いました。

委員より、条例改正の目的と趣旨について質疑があり、課長より、紀北町農林業試作園は島原地区に設置されており、昭和60年度から62年度に建設されていますが、平成8年度を最後に職員の配置はなくなり、施設での事業は休止しています。当該施設の敷地は個人の所有地をお借りしていましたが、平成19年3月末をもって契約期間満了を迎えることに加え、建設後かなりの年数が経過し、施設の老朽化もあることから、平成18年度に試作園を解体し撤去していますので、この条例の試作園が既にあることから、条例廃止が今になってしまいましたが、本議案の上程とさせていただいたものですとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第45号 専決処分の承認を求めることについての審査を行いました。

まず、課長から追加説明として、議案書48ページ、本会議での定額減税についての説明の補足説明としまして、特別徴収の方の所得税の減税額については、国から事業者に対して給料明細に減税額を明記するように指示が出ています。

個人住民税の特別徴収については、5月中旬に事業主を通じて配付させていただいた個票（通知）に、特別減税の実施額と令和6年6月から令和7年5月までの各月ごとの徴収税額を記載してお知らせしています。

例として、独り世帯の方で年額12万円の住民税がかかっていた場合、去年は毎月1万円ずつ町に税金を納めていました。特別減税を行った場合、令和6年6月分は1万円を特別減税し、ゼロ円になります。減税された残りの11万円を11か月で割って納めていただきますので、月ごとに納めていただく額は1万円になります。年額で見ると税額は減っていますが、毎月の給料から引かれる税額は1万円と変わらないので、減税の効果が分かりにくくなります。

事業主の方には、今回配付していただいた個票に記載されている各月ごとの徴収額をまとめた一覧表とその金額を記した納付書を渡していますので、納付書に記載された金額を納期限までに納めていただくようになっています。

今回の減税を実施した結果を基に行う定額減税調整給付金については、対象となった方に対して通知の発送を予定していますとの説明があり、その後質疑に入り、委員より、減税の効果と経費について、町としてどのように考えるかとの質疑があり、課長より、今回の改正については国の指示に基づいて行っています。経費については、実施しなかったことで町民の方に不利益が生じるといけませんので、まず条例を改正して国の事業を実施できるように

しましたとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、反対討論として、これについては、減税効果はありそうに思いますが、条例改正、機器の整備、職員のことを考えると効率がよいとは言えないので、私は賛成しかねますという反対討論がありました。賛成討論はなく、採決に入り、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第46号 専決処分の承認を求めることについての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第47号 令和6年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、財政課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、企画課所管分については、委員より、歳入だけ企画課の所管になっている理由と、歳入予算についても必要経費を見込んでいるかについて質疑があり、課長より、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の頃から、歳入は全体の分を企画課、歳出は担当各課で予算を計上しており、今回の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業も同様に、歳入は企画課、歳出は事業担当の税務課で予算を計上しています。歳入については、現状で国が示している限度額の範囲内で最大値を見込んでいます。歳出予算については、事業に必要な金額の見込みを計上しているため歳入予算より多くなっていますが、最終的には歳入歳出同額になるよう補助金を頂ける予定です。

以上のとおり、企画課所管分について質疑を終了しました。

次に、税務課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、農林水産課所管分については、まず課長から追加説明として、歳出10ページ、農地防災事業の修繕料253万円の増額については、船津川排水機場の除塵機の水の部分となるレーキチェーン脱落防止ガイドが腐食をしており、溶接部が破損していることが分かりました。そのため、レーキ回転駆動時にレーキに巻き込んで正常に回転しない状況が判明したことから、修繕料を新規に増額補正させていただいたものですとの説明があり、その後質疑に入り、委員より、新規就農者総合支援事業費補助金について質疑があり、課長より、歳出では、10ページになりますが、農業総務費の172万5,000円の増額については、令和5年10月1日から経営開始をしました新規就農者で、マイヤーレモンを主に栽培している30代の男性が、通常

の草刈り機での作業に要する時間を短縮し効率化したり、時間を削減してもっと違うものに農業を広げたいというような理由もあり、ラジコン式の草刈り機 1 台を購入する経費 230 万円を予定しています。その 230 万円のうち 50% を国の補助金、25% を県の補助金として、合計 75% について、本町を經由し、この新規就農者に交付するために増額補正させていただいていますとの答弁でした。

また、委員より、ラジコン式草刈り機とはどういうものかとの質疑があり、課長より、大きさは 98cm の 111cm、高さが 60cm のサイズの機械を購入予定で、大体 65cm の幅で草が刈れるものです。人が草刈り機に乗って運転するのではなく、手にリモコンを持ち、少し離れたところからでも遠隔で草刈り機を動かして草を刈っていくというようなものであり、4 本のタイヤがついている小さな自動車のような形のものです。この機械のメリットは、最近特に夏場が暑い中で熱中症などの関係もあると思いますが、本人は日陰からでも機械を見ながら操作するということも可能ですので、能率的、効率的な機械だと考えていますとの答弁でした。

以上のとおり、農林水産課所管分について質疑を終了しました。

以上で本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、本委員会に付託されました 5 案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

最後に、防災・減災、国土強靱化対策の拡充を求める意見書の件についてであります、委員会での協議の結果、総務産業常任委員会から提出することに決定し、本日ご審議いただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

入江康仁議長

次に、教育民生常任委員長から報告を求めます。

樋口泰生教育民生常任委員長。

樋口泰生教育民生常任委員長

皆さん、おはようございます。

ただいまから、今定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告をいたします。

6 月 6 日木曜日、午前 9 時 30 分から、第 1 委員会室におきまして、委員 7 名出席の下で開

催いたしました。

説明のための出席者は、住民課、福祉保健課、学校教育課の各課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案5件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告をいたします。

初めに、議案第41号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

まず、委員から、この条例は9月1日から施行するということですが、それ以前の分は適用されないということですかとの質疑に対し、条例改正の施行期日は令和6年9月1日からとなっており、継続した治療で9月にも通院した場合は9月からの診療分として助成を行いますとの答弁でした。

また、6月議会の後で7月から適用してもよいと思いますが、なぜ9月1日に施行するのか、また通院だけ助成がない状態から何年たちますかとの質疑に対し、福祉医療費受給資格者証の更新時期が毎年9月になっており、その関係で9月診療分からとなっています。次に、入院の助成は平成26年9月1日からなので、10年経過しています。今回の通院の助成をすることにより、18歳までの子ども医療費に関しては全て無料になりますとの答弁でした。

続いて、18歳までの方の医療費は所得制限はないと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、所得制限はあります。子ども医療費は児童手当の所得基準を適用しており、現在児童手当の所得制限は撤廃されておらず、今後変更が生じたときに対応していく予定ですとの答弁でした。

また、所得制限により助成対象から外れる方はいますか。また、その基準等について説明をお願いしますとの質疑に対し、令和4年度で40名程度が該当になっていました。児童手当の基準ですが、扶養親族が1人の場合、保護者の所得が660万円以下、2人ですと698万円以下となっていますとの答弁でした。

続いて、子ども医療費助成で、病院の窓口の支払い無料化について、県内の他市町でも義務教育終了まで拡大されたという話も聞いていますが、紀北町ではどうなっていますかとの質疑に対し、紀北町は未就学児のみとなっていますとの答弁でした。

次に、また、国が果たしていたペナルティーがなくなったと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、令和5年度で国から県に対してのペナルティーはなくなりました。三重県に確認したところ、県は市町に対してのペナルティーは廃止しないということでした。ペナルティーの金額は、未就学児の窓口支払い無料化のときに金額を算定したときで、約100万円

のペナルティーが発生していましたとの答弁でした。

次に、こういった条例は何を基準に決めているのですか。国や県から指示があったからやるのですかと質疑に対し、福祉医療費については国、県からの指示はありません。市町の判断で行っていますとの答弁でした。

指示ではないが、こうすべきとの方向性は県が示しているものではないですか。各市町で決めてもよいとされているのなら、何を基準にして決めているのですかと質疑に対し、福祉医療費について、三重県からの指導は特にありません。ただ、三重県は小学生までの医療費助成について、町が支払った分の2分の1の助成を行っています。中学生以上の場合は全て町単費で行っています。この助成に対しては予算も発生しますので、町長も含めて財政的な面も考慮し、担当課等で決定していますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、反対討論はなく、賛成討論として、遅くはなったが、もっと早くやってほしかったと思います。無料になり、よかったと思いますとの賛成討論と、10年かかりましたが、やっと入院費が無料になりました。それは評価します。福祉医療費の窓口無料化と、国として福祉医療費の制度がありませんので、紀北町もそのことを国に強く求めることを要望して、私の賛成討論とさせていただきますとの賛成討論がありました。

採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第42号 紀北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

まず、課長から追加説明として、令和6年1月の能登半島地震を受けて、避難生活等が原因で亡くなる、いわゆる災害関連死の方への災害弔慰金の支給認定についての課題が報道されていました。災害関連死の方への災害弔慰金等の支給に関しては、市町村条例の定めるところにより審査会等を設け、その審査を経て判定することが基本となっています。しかし、本町では審査会について条例に定めていないことから、審査が円滑化できるように条例を改正するものです。なお、条例には基本的事項を規定し、その他は規則等で規定させていただきたいと考えています。

委員数は5人以内。委員は医師、弁護士、町職員等、町長が必要と認める者とする予定ですとの説明があり、その後質疑に入り、委員から、災害弔慰金の金額は幾らですかとの質疑に対し、生計維持者が亡くなった場合が500万円、その他の場合は250万円となっています。金額についてはもともとこの条例で定めており、今回は審査会の項目だけの追加ということ

になりますとの答弁でした。

また、審査会をつくらないといけないのですかとこの質疑に対し、国からは、都道府県などに審査会の設置や運営委託もできますが、決定の迅速化の観点等から、市町村ごとに審査会やその他の合議制の機関の設置に努めるようにとされていますとの答弁でした。

次に、県や国に報告しなくても、この審査会で審査すればこの金額を出すということですかとの質疑に対し、そのとおりですとの答弁でした。

個人からの申請が必要となるのですかとこの質疑に対し、基本的に個人からの申請になり、審査会を開いて審査会の答申を経て、町長が決定するという流れになりますとの答弁でした。

町から審査した上で通知することはできないのですかとこの質疑に対し、災害発生時に亡くなった方の把握はできますが、今回の審査会は災害関連死ということで、例えば避難所などで長期に避難されている方が病気で亡くなるといった場合に、災害が原因か分かりにくいものを想定しています。町で分かれば案内できますが、親族の方など状況が分かる方からの申請になると思いますとの答弁でした。

次に、審査会には医師も入るのですかとこの質疑に対し、入る予定ですとの答弁でした。

また、17条2項で、なぜ医師、弁護士はその他町長が必要と認める者と区別して書かれているのですか。医師と弁護士を入れないといけないということですかとの質疑に対し、国の例のとおりではありますが、死亡原因の判定となると医師が必要だと思います。弁護士は、過去の判例などから審議していただく際に必要になると思いますとの答弁でした。

次に、災害から何年ぐらいまでが関連死として認められるのか。各市町で決められるのか、国が示しているのかお伺いしますとの質疑に対し、国のほうは基準を定めていません。今までの災害死亡例などは出していますが、基準をつくっていないということで、各市町の審査会で以前の審査事例などを基に判断するということになっていますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第43号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

委員から、今回の賦課限度額の22万円から24万円への引上げはどのような経緯で改正するのですかとこの質疑に対し、今回の国民健康保険条例の改正は厚生労働省からの通知で、市町村は全て賦課限度額を上げなければならないという国からの通知によるものですとの答弁でした。

また、国からの通知で上げるのであれば、なぜ資産割は国からなくしなさいと言われてい

るのになくさないのですかととの質疑に対し、三重県からも令和11年度までに資産割をなくすという方針が出ています。このことにより、紀北町においては資産割をなくす方向で検討を進めていきたいところです。町長には、こういう方針が出ていますということは報告しています。国民健康保険の保険料の算定方式については、国民健康保険運営協議会で説明をし、協議をしています。現段階で議決を求めておらず、報告事項として2回説明をさせていただきますとの答弁でした。

また、運営協議会で説明をしたということでしたが、平成30年に国が資産割をなくすという方針を出していて、それ以降何年にどの市町が資産割をなくしているのかというようなことはどうなっていますか。運営委員会の皆さんに審議していただくためには、それなりの資料を示さなければいけないと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、資産割をなくす方針については今後運営協議会で審議を諮り、早く3方式に改正する方向で行っていききたいと思っています。なお、3方式に改正している市町ですが、平成30年度に鈴鹿市、南伊勢町が改正しています。その後、令和5年度までに桑名市、亀山市、志摩市、多気町、度会町、御浜町が改正し、現在15市町が3方式になっていますとの答弁でした。

次に、資産割を廃止した場合、所得割は上がると思いますが、いかがですかとの質疑に対し、資産割を廃止した場合、必然的にその分を埋めるために所得割は上がることになるとの答弁でした。

次に、3方式に変わった場合の説明を詳しくしてくださいとの質疑に対し、国民健康保険料の算定方法は、所得割、資産割、平等割、均等割、この4つの合計額です。所得割と資産割が応能割、平等割と均等割が応益割という形になっています。国民健康保険法施行令では、応能割で50%、応益割で50%を標準的な割合と定めていますとの答弁でした。

また、保険料を幾ら取るように定められているのですかととの質疑に対し、各市町の状況によって違うのですが、今は三重県が運営主体になっていますので、三重県に納める納付金額が示されており、それを納めることができるように定めていますとの答弁でした。

次に、納付金の額は幾らですか。低所得の方の負担が増えてしまうのであれば、県へ支払う納付金の額が大き過ぎるのではないかという話になると思いますが、いかがですかとの質疑に対し、各市町の計算方式等を一覧表にしたものがありますので、配付させていただきますとの答弁があり、各委員に資料を配付し、資料の内容についてと、現在紀北町は県下で5番目に保険料が低い状況ですとの説明がありました。

それに対して、例えば、津市は3方式で所得割13.8%、紀北町は4方式で所得割が8.72%

ですが、この所得割は三重県が決めているのですかととの質疑に対し、これは市町で決めていますとの答弁でした。

次に、資産割、均等割、平等割も市町で決めてよいということですかとの質疑に対し、そのとおりですとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第47号 令和6年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、福祉保健課所管分については、まず、課長から追加説明として、歳入は民生費補助金のうち子ども・子育て支援事業費補助金287万8,000円の増額は、児童手当等支給事業に係る国庫補助金の増額で、補助率は100%となっています。また、就学前教育・保育施設整備交付金424万9,000円の増額は、私立保育所保育対策事業に係る上里保育園改築に対する国庫補助金の増額で、補助率は事業費の2分の1です。

続きまして、みえ子ども・子育て応援総合補助金1,200万円の増額は、学校教育課の学校給食費支援事業など給食費の補助に係る県補助金の増額で、補助率は3分の2となっています。

次に、歳出は、私立保育所保育対策事業637万3,000円の増額は、上里保育園改築工事に係る就学前教育・保育施設整備事業費交付金の内示額の決定によるものです。令和6年1月下旬に県に協議書を提出し、令和6年4月1日付で東海北陸厚生局長から内示をいただいています。当初予算は令和5年度の国の補助単価で計上させていただきましたが、物価高騰などの影響で建築工事費が上昇していることなどにより、令和6年度の補助単価は上がっています。

次に、児童手当等支給事業137万9,000円の増額は、児童手当法改正に伴うシステム改修事業委託料の増加によるものですとの説明があり、その後、質疑に入り、委員から、みえ子ども・子育て応援総合補助金は毎年継続して補助が得られるのですか。また、今回は給食費の無料の一部として使われますが、その範囲は県から指定されるのですかととの質疑に対し、昨年度から始まった補助金で、毎年各市町から県に申請し、県は審査会で採択事業を決め、内示されます。新規事業や拡大事業が対象となります。今まであったものでも補助金の額を大きくするような事業に対しては対象となります。市町独自の事業に対しての補助金ですとの答弁でした。

次に、上里保育園の補助金について、当初予算と補正予算の637万3,000円で全て上里保育園の新しい園舎が完成するのですかととの質疑に対し、当初予算と補正予算の増加分を合わせた分が事業費となります。令和6年度の単年度で工事は全部終わる計画ですとの答弁でした。

以上のとおり、福祉保健課所管分について、質疑を終了しました。

次に、学校教育課所管分については、委員から、給食費について、みえ子ども・子育て応援総合補助金を活用し、一般財源も413万9,000円計上していますが、4月から遡って給付するのですか。また、来年度もこの補助金は使えるのですか。条例で給食費無料を行っている市町もあります。紀北町も安心して住める町にしていくため、来年度以降のことについて説明をお願いしますとの質疑に対し、4月から遡って対象としています。みえ子ども・子育て応援総合補助金制度は単年の申請ですので、来年度この申請を上げるかの計画から始まります。また、制度についての評価もありますので、保護者等の意見を参考に来年の検討をしていきたいと考えていますとの答弁でした。

続いて、4月から支払いがあった給食費について、一日でも早く振込をしていただきたいと思いますと思いますが、いつ頃になりますかととの質疑に対し、1学期分は引き落としさせていただいて、8月以降に振込をさせていただきたいと考えていますとの答弁でした。

また、振込手数料3万5,000円の根拠を教えてくださいとの質疑に対し、対象者350人分で振込手数料100円を見込んでいますとの答弁でした。

次に、小中学校に兄弟がいて、世帯へ振り込むことを想定しているということですか。350人の根拠を教えてくださいとの質疑に対し、世帯に子どもが2人いれば別々ではなく1回でできますので、予算額は残ってくると思います。また、年額の給食費ですが、3,171万3,000円で、人数が669人と見込んでいます。そこに既存の補助事業の第二子以降の給食費の補助や就学奨励費、就学援助費がありますので、6月の所得確定後に申請をもらっている方の認定を行い、その人数を引いて350人という数字を出していますとの答弁でした。

次に、この振込は申請なしですのですかととの質疑に対し、学校単位で申請をもらいます。保護者の方にはこの補助について伝えますとの答弁でした。

また、学校に振込手続はあるのですかととの質疑に対し、学校の事務の負担になりますので、町で各個人に返金しますとの答弁でした。

また、給食費の金額を教えてください。そして、所得は関係ありますかとの質疑に対し、一月の給食費が、小学校の低学年で4,200円、高学年で4,300円、中学生が4,400円です。所得は関係ありませんとの答弁でした。

次に、紀北町の物価高騰について、各課の課長と情報交換する場はありますかとの質疑に対し、各課での情報交換の場はなかったと思います。給食センターで食材等購入をしており、物価がどのように上がっているかというのは栄養士に伝えて、状況の確認をしています。各課との情報共有も検討させていただきたいと思いますとの答弁でした。

次に、食品廃棄についてどのような現状か教えてくださいとの質疑に対し、昨年度より環境管理課の協力を得ながら、各学校にコンポストを置いて残食を投入する取組を行っていますとの答弁でした。

米について、地元食材を優先していただきたいと思いますが、現状を教えてくださいとの質疑に対し、農協で三重県産の米を仕入れています。食材に関してはできるだけ地元のものを使うように努力はしていますとの答弁でした。

また、町内の食材だとどうしても高価になってしまうことがあり、子どもたちの食べるものが一番重要で、地元食材にこだわる必要もないと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、食材の物価高は今始まった話ではなく2年前あたりからですが、栄養価を落とさないという点と、品ぞろえを減らさずに提供することで、給食費の値上げを検討したこともありましたが、栄養士が工夫して、値上げせず頑張ってくれていますので、継続してやっていきたいと思いますとの答弁でした。

これで、学校教育課所管分について、質疑を終了いたしました。

以上で、本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、反対討論はなく、賛成討論として、物価高の中で子育て世帯を応援するのに、4月に遡り学校給食費が1年無償になることを大変評価したいと思います。それと同時に、義務教育の無償化を基に考えれば、国で義務教育中の給食費を無料にすることが一番大事だと思います。そのことを紀北町からも国へ強く求めていただきたい、そのことを申し上げて私の賛成討論とさせていただきますという賛成討論がありました。

採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第48号 令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された 5 案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

入江康仁議長

続きまして、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、総務産業常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第40号 紀北町税条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第44号 紀北町農林業試作園条例を廃止する条例の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第45号 専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第46号 専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第47号 令和6年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の総務産業常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、総務産業常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第41号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第42号 紀北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第43号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第47号 令和6年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の教育民生常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第48号 令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了いたします。

入江康仁議長

ここで、10時30分まで暫時休憩といたします。

(午前 10時 15分)

入江康仁議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 30分)

日程第3

入江康仁議長

これより、各議案の討論、採決に入ります。

日程第3 議案第40号 紀北町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第3 議案第40号については、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4

入江康仁議長

次に、日程第4 議案第41号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

議案第41号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の賛成討論をさせていただきます。

子どもの医療費、18歳未満まで通院だけ無料になり、入院が残っていましたが、10年を経て今回入院も無料にすることになり、大いに評価したいと思います。

でも、全ての子どもが対象でなく、所得制限がありました。令和4年度で40人余りと聞いております。

子どもは、所得に関係なく、地域にとっては大切な宝でございます。親の負担、今、大変な物価高の中で生活をしております。所得制限をなくすることを求め、私の賛成討論とさせ

ていただきます。

入江康仁議長

ほかに、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第41号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5

入江康仁議長

次に、日程第5 議案第42号 紀北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第42号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6

入江康仁議長

次に、日程第6 議案第43号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第43号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 7

入江康仁議長

次に、日程第 7 議案第 44 号 紀北町農林業試作園条例を廃止する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第 7 議案第 44 号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（全 員 起 立）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 8

入江康仁議長

次に、日程第8 議案第45号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

5番、原隆伸議員。

5番 原隆伸議員

国策であるところを地方自治体の議会で反対するのは非常に気が引けるんですけども、これは紀北町条例の一部を改正する条例、これは特別減税について決めた条例でございます。

この特別減税については、今、減税とはなっていますけれども、日本の将来を考えると、減税政策というのはどうしても経費を必要とします、この方式は。将来のデジタル化へのデジタルによる徴収という観点から考えれば有効ということは言えるんですけども、減税策としてこれを提案するということは、将来に禍根を残す可能性がある。特に、今回の限定の特別減税でございますので、来年増税になったら何の意味もないと。

それで、この減税策によっていろいろと、デジタル化とかいろいろなことをやりますけれども、これが減税策としてやるということの意味が、もっと違った意味合いが隠されているように感じてならない。それで、将来の、今年か来年にかけて日銀の政策が本当に胸突き八丁と言われるような事態に陥る可能性も秘めていると。

そういうことで考えるならば、ここで減税策として還元するという考えよりも、むしろ新たな借金を少しでも抑えたいということで考慮するのが適切かなと。

それで、要するに来年については、軍事費について増税せざるを得ない状態が出てきますので、そこら辺を考えると、この減税策はどうしても私は承認しかねるという観点から、私の趣旨を説明し、反対討論とさせていただきます。

以上です。

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第8 議案第45号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(多 数 起 立)

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9

入江康仁議長

次に、日程第9 議案第46号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第46号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10

入江康仁議長

次に、日程第10 議案第47号 令和6年度紀北町一般会計補正予算（第1号）を議題いたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

議案第47号 令和6年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の賛成討論いたします。

この議案には、学校給食費支援事業1,613万9,000円が計上されております。物価高が続く中、子育て世帯を応援し、4月に遡り年間学校給食を無料とするもので、大いに評価いたします。2023年に続くものです。

文部科学省は12日、小中学校などの学校給食に関する全国調査の結果を公表しました。2023年度時点ですが、9月で無償化を実施していると回答したのは、予定も含めて775自治体、全体の43%です。うち、547自治体は小中学生全員を対象にし、今、547のうちに紀北町も含まれております。2017年度調査の76自治体から大幅に増えました。財源は、この調査の結果、自己財源が最も多く、国の地方創生臨時交付金が続いております。また、公立学校の給食費の全国平均と、国立や私立にも当てはめた場合、費用は全体で年間5,100億円になると試算も発表しました。

義務教育は無償に従い、学校給食を無償にという市民運動が広がった結果だと思います。

紀北町においても、2022年の無償化は三重県下の先頭を走っておりました。その後、県内でも無料化の市町が出てきております。

給食費無料化、今年はどうかと心配をすることをなくするためにも、紀北町の給食費無償化の条例化、通年化を強く求め、また義務教育無償の意味で、国として給食費無償化を制度化するよう、国へ上げることを求め、私の賛成討論とさせていただきます。

入江康仁議長

ほかに、原案に賛成討論される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第47号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（全 員 起 立）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11

入江康仁議長

次に、日程第11 議案第48号 令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

議案第48号 令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に反対の立場で討論をさせていただきます。

これは、国が行うものにより、町条例を改正するものですが、マイナンバーカードと保険証を12月2日から一体化するためのシステムの整備費421万円があります。

現在、紙の保険証で何の不自由がないのにマイナ保険証とするもので、全国でも反対の運動が広がっております。病院などで他人の診療情報や薬剤情報が出るなど、深刻なトラブルの連続です。それらが尾を引いたのか、4月時点で利用率は6.56%にとどまっております。低迷しております。

また、10万人を超える医師が加盟する全国保険医団体連合会の調査では、患者が本人かどうかを確認する、要するにオンライン資格確認、医療機関や薬局に設置されたカードリーダーで本人かどうかを確認するのですが、トラブルが多発しております。そして、トラブルの対処として、持っていた紙の、今使用の健康保険証で資格確認を取る、そういう事態がたくさん発生しており、この団体からも、調査では6割がその対象になったと調査結果があります。その結果、証明ができないと、患者が窓口で10割負担を求められるケースが増えることは避けられません。

また、介護が必要な高齢者や障害者などの医療を受ける権利が奪われることにもなると言われております。マイナ保険証は現行の保険証以上に保管管理が求められ、施設の職員に重大な責任を負わせることにもつながり、介護関係の方からも反対の声が上がっております。カードの申請、取得、管理、利用など、大きな問題を抱えております。

このように、利用者本人や医療機関、介護、障害者の方の入所施設などで、メリットを感じにくい現状があります。

政府は、誰一人残されない人に優しいデジタル化などと言っておりますが、介護、高齢者や障害者など、最も弱い立場の人々を取り残すものであり、認めることができません。

以上、私の反対討論とさせていただきます。

入江康仁議長

ほかに、原案に反対討論される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第11 議案第48号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(多 数 起 立)

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12

入江康仁議長

次に、日程第12 意見書案第1号 防災・減災、国土強靱化対策の拡充を求める意見書を議題といたします。

本件は議長会や関係団体からの依頼であり、提案方法について総務産業常任委員会で協議をお願いし、協議の結果、委員会で提案することの決定をいただきましたので、まず、提案者から趣旨説明を求めます。

大西瑞香総務産業常任委員長。

大西瑞香総務産業常任委員長

それでは、朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

意見書案第1号

令和6年6月14日

紀北町議会議長 入江 康仁 様

提案者 総務産業常任委員長 大西 瑞香

防災・減災、国土強靱化対策の拡充を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

次のページをお願いします。

防災・減災、国土強靱化対策の拡充を求める意見書

1月1日に最大震度7を観測した令和6年能登半島地震により、特に、能登半島において甚大な被害が発生した。能登半島は三方を海に囲まれ交通網が脆弱であることから、災害時のアクセスルートの確保等様々な課題が浮き彫りとなった。今回の震災から得られた教訓も生かしながら、引き続き災害に屈しない強靱な国土づくりを進めることが必要である。

現在、令和7年度までを実施期間とする「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（以下「5か年加速化対策」という。）」により、国と地方公共団体が一体となって、ハード、ソフトの両面から防災・減災、国土強靱化対策を集中的に実施しているが、対策が必要な箇所はまだ多数存在するため、中長期的視野に立って具体的目標を掲げ、取組の加速化・深化を図ることが極めて重要である。

紀伊半島に位置する本町においても、5か年加速化対策を活用し強靱化対策を強化してきたところであるが、発生が危惧される南海トラフ地震等に対して事前防災及び減災の取組を引き続き推し進め、町内の脆弱な社会インフラを整備し、機能を維持することの必要性はまだ高く、今回の能登半島地震の教訓を踏まえ、その重要性は高まっている。

また、地域住民の安全・安心を確保し、大都市への過度な一極集中から脱却するためにも地方の強靱化対策とそれを担う建設業等の体制整備は必要不可欠である。

よって、本町議会は、国において、防災・減災、国土強靱化対策をより一層推進するために、下記の措置を講じることを強く求める。

記

1 5か年加速化対策期間完了後においても、昨今の甚大な被害をもたらす地震、豪雨、豪雪等の災害の状況も踏まえた上で、切れ目なく継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるため、必要な事業規模を十分確保した国土強靱化実施中期計画を令和6年内に策定すること。

2 道路、電気、通信、上下水道等のライフラインの寸断等能登半島地震による甚大な被害に鑑み、国土強靱化実施中期計画の策定に当たっては、国土強靱化の対象事業を拡大するとともに耐震化の更なる強化や災害時における代替路線の整備の加速化等を行うこと。また、資材価格の高騰及び賃金水準の上昇を踏まえ、別枠による必要かつ十分な予算の確保等、対策の抜本的強化を図ること。なお、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れがみられる地域に十分配慮すること。

3 令和6年度で終了することとされている緊急浚渫推進事業、令和7年度で終了することとされている緊急防災・減災事業、緊急自然災害防止対策事業等については、地方公共団体の取組状況を踏まえ、適切に検討を行い、延長するとともに、地方の実情に沿った、より活用しやすい地方債制度にする等、地方財政措置を拡充すること。

4 建設業における労働環境の改善を進め、人材の確保と育成及び次世代への技術力の継承に向けた環境整備に積極的に取り組むこと。

5 社会資本の適切な整備及び管理に加え、災害発生時の迅速かつ円滑な対応等のため、国の地方整備局を含め、現場に必要な人員の確保並びに体制の維持及び充実を図ること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月14日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 入江 康仁

提出先につきましては、衆議院議長、額賀福志郎様、参議院議長、尾辻秀久様、内閣総理大臣、岸田文雄様、総務大臣、松本剛明様、財務大臣、鈴木俊一様、国土交通大臣、斉藤鉄夫様、内閣官房長官、林芳正様、国土強靱化担当大臣、松村祥史様、内閣府特命担当大臣（防災）、松村祥史様。

以上で趣旨説明を終わります。

入江康仁議長

以上で、趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第12 意見書案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

入江康仁議長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可いたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、6月議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月4日に開会されました本定例会では、本日まで終始熱心にご審議をいただき、上程いたしました案件につきまして、原案どおりご可決を賜り、誠にありがとうございました。

会期中に議員の皆様方から頂戴いたしましたご意見、ご指摘につきましては、その対応に留意しながら町政経営に当たってまいりたいと考えております。

さて、間もなく7月となり、今年も紀北町の夏祭りのきほく七夕物語が7年ぶりに、熊野古道世界遺産登録20周年に合わせ、馬越峠に場所を移して7月6日に、きほく燈籠祭が長島港で7月27日に、きほく夏祭りKODŌが相賀の多目的広場で8月10日に開催されることとなり、久しぶりに夏の三大祭りがそろい、開催されることとなります。ぜひご参加、ご観覧をいただきまして、夏の楽しいひとときをお過ごしいただけたらと思います。

最後になりますが、これから大変暑い季節を迎え、熱中症など体調管理が大変厳しくなっております。議員の皆様、町民の皆様におかれましては、健康には十分留意をされ、ますますのご活躍をいただきますようご祈念を申し上げまして、議会定例会閉会に当たってのご

挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

入江康仁議長

以上で、本定例会の日程は全て終了しました。

令和6年6月議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、6月4日から本日までの11日間にわたり、議員の皆様、執行部の皆様には慎重なるご審議をいただき、無事閉会できましたことを心からお礼を申し上げます。

これから季節も梅雨入りし、不安定な日が続きますことになります。暑さも夏に向けて厳しくなってまいりますので、皆様におかれましては、くれぐれも体調には気をつけていただきますようお願い申し上げます。本定例会閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

入江康仁議長

それでは、これをもちまして、令和6年6月紀北町議会定例会を閉会いたします。

どうも、長い間、皆様ご苦労さまでございました。

(午前 11時 03分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 6 年 9 月 3 日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 原 隆伸

紀北町議会議員 奥村 仁